破産手続終結

平成２８年（フ）第８３号
群馬県高崎市中居町３丁目６番地13
破産者　有限会社丸松木材
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４６号
福島県伊達市宮前14番地６
破産者　被相続人亡髙玉**靜**夫相続財産
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１７２号
茨城県土浦市桜ケ丘町30番30―12号　第２宿舎Ｂ棟
破産者　寺門　洋幸
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２７号
鹿児島県指宿市西方2197番地４
破産者　五反田才子
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第１６号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山134番地４
破産者　小松代　篤
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第２３号
宮城県登米市南方町上砥落33番地１
破産者　門馬　早苗
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第１１７号
茨城県下妻市高道祖4405番地２　ルミナス下妻102号室
破産者　久保　美弘
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第３１号
埼玉県上尾市二ツ宮951番地　二ツ宮前団地２―106、破産手続き開始決定時の住所埼玉県桶川市大字上日出谷1269番地の265
破産者　前原　充雄
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３４号
埼玉県上尾市二ツ宮825番地12
破産者　林　　礼子
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９８９号
名古屋市西区八筋町222番地の１　パークハイツ平塚１―Ｂ号
破産者　佐藤たつ子
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０８８号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の４　上飯田第二市街地住宅３棟634号、開始決定時の住所名古屋市千種区若水３丁目１番２号
破産者　名古屋理器こと　井戸　豊文
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８７５号
広島市安佐北区亀崎３丁目４番76―210号　県営住宅76号館、開始決定時の住所広島市安佐南区大塚西３丁目８番15―15号
破産者　木原　三嘉
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３号
広島市安佐北区亀崎３丁目４番76―210号　県営住宅76号館、破産開始決定時の住所広島市安佐南区大塚西３丁目８番15―15号
破産者　木原美代子
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７７号
熊本市北区龍田２丁目32番８号、前住所熊本市南区日吉２丁目９番３号
破産者　吉本　祐樹
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６２号
北海道旭川市永山５条３丁目１番15号
破産者　高橋　　豊
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８５８号
横浜市金沢区釜利谷東７丁目３番８―303号、旧住所横浜市金沢区能見台４丁目４番地の21　いこいの街Ｄ棟604号
破産者　小島　克之
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部